

# 古志原公民館 利用・使用について

## 【公民館使用にあたっての注意事項】

### 1. 申請について

- 1) 申請は、使用される月の1ヶ月前から申請ができます。(自治会の総会で使用される場合、定例サークルを除く) 電話、FAX 等での予約はできますが、速やかに申請書を記入しに公民館へ来館してください。(窓口：電話受付時間：平日 8:30~17:00)
- 2) 申請者は、古志原地区内の方をお願いします。地区以外の場合は 200 円増となります。

### 2. 会場使用実費、使用時間等について

- 1) 公民館を使用する場合、あらかじめ公民館長の使用許可を受ける必要があります。また、許可に係る事項を変更しようとするときも同様です。
- 2) 公民館を使用するにあたり使用実費(光熱水費)をいただきます。その他の実費は使用者の負担とさせていただきます。

階	号室	室名	9:00~13:00	13:00~18:00	18:00~22:00	冷暖房機	タイプ	備考
1	1	調理室	¥1,200	¥1,200	¥1,200	1		3 3 帖
	2	教養室	¥700	¥700	¥700	2	和室	4 1 帖
2	3	研修室	¥600	¥600	¥600	1	和室	1 5 帖
	4	図書室	¥600	¥600	¥600	1	洋室	2 6 帖
	5	研修室	¥600	¥600	¥600	1	洋室	2 4 帖
	6	集会室	¥800	¥800	¥800	3	洋室	6 3 帖
別棟	古友館	古友館	¥800	¥800	¥800	1	和室	4 5 帖
	陶芸館	陶芸館	¥1,200	¥1,200	¥1,200			

\*ピアノ・音響機器・プロジェクターを使用される場合は、別途 300 円料金がかかります。

\***使用時間は、準備・片づけを含めた時間**です。時間を超えた場合は追加料金が発生します。

\*時間の区切りをまたがる場合は、金額が倍になります。

\*貸館は許可を受けた場合、年中使用できます。

\*地区外使用者の会場使用実費は 200 円増です。

- 3) 冷暖房は各部屋に設置しています。コインタイマー式で、1 時間 200 円です。領収書の必要な方は事務所で発行します。(土日祝日使用の場合は、後日発行)

※エアコンの設定温度は、冷房の場合は 24℃以上、暖房の場合は 26℃以下を厳守をお願いします。(温度設定を守られない場合は故障することがございます。)

### 3. 使用上についての約束事項

- 1) 以下の目的では公民館を使用することはできません。
  - ① 営利目的、特定の宗派、政党、暴力団の財産上利益になるおそれがある場合。
  - ② 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある場合。
  - ③ 施設等を損傷、滅失するおそれがある場合。
  
- 2) 使用許可を受けている場合でも、以下のことが発生した場合は使用許可の取り消し、または使用許可の条件を変更することがあります。
  - ① 公民館事業、各種団体（運協・自治連・体協・交対協・社協・消防災・青少協など）事業。
  - ② 公民館施設工事。
  - ③ 災害時。
  - ④ その他市または公民館長が判断した場合。
  - ⑤ 公民館の使用上についての約束事項を守らない場合。
  - ⑥ 不正な行為により使用許可を受けたとき。
  
- 3) 社会通念上、不適切な行為を行うことや、それに相当する物品及び動植物の持込みはできません。
  
- 4) 使用許可に係る使用目的以外の使用、立ち入りできません。また、許可を受けた場所以外での飲食はできません。さらには、使用の権利を他人に譲渡することはできません。
  
- 5) **夜間・土日祝日または事務室閉鎖時に使用される場合は、公民館の玄関カギを公民館窓口に（受付時間：平日 8:30～17:00）必ず取りに来てください。**

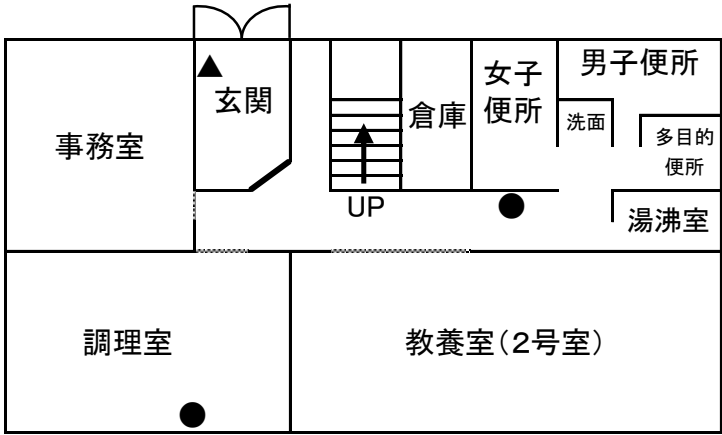
カギの貸し出しは、原則として使用される日の2日前からです。  
カギを取りにこられない場合は、公民館を使用することはできません。  
また、いかなる場合にもカギの又貸しは絶対にしないでください。
  
- 6) **公民館使用後は、電気、エアコン、換気扇、ガスの元栓、窓の施錠を確認し、必ず原状復帰してください。また搬入したもの、使用の際に出たごみ等は必ずお持ち帰りください。**

原状復帰の義務を履行しないときは、当館が原状復帰しますが、その際の費用は使用者負担になります。  
**退館時には、受付窓口にある使用日誌を記入し、玄関のカギは返却用ポストに必ず入れてお帰りください。**
  
- 7) 許可を受けた場所以外での火気の使用はできません（消防法第3条）。火災報知器は1階と2階、消火器は調理室、1階倉庫前、2階階段上り口、古友館に設置してあります。

- 8) **館内、敷地内は、禁煙です**（健康増進法第 25 条）
- 9) 館内に設置してある備品（許可を受けたもの）は、自由に使用できますが**使用後は、必ず元の位置にお返してください**。（電気ポット、ホットプレートをひとつの差込口に 2 台使用すると、ブレーカーが落ちます。落ちた場合は、各部屋にある説明に従い復帰させてください。）  
**備品等の持ち帰りをご遠慮ください。**  
また、**公民館施設等を損傷、または滅失、備品を破損した場合には、公民館事務室に必ず届け出てください。**
- 10) 駐車場における事故、盗難等については、当館において一切責任を負いません。
- 11) 当館施設を使用の際に発生した忘れもの、落し物については、1 ヶ月保管します。その後、所有者が出ない場合はやむなく処分させていただきます。また、所有者が特定できる場合は、当館より所有者へ連絡をする場合があります。
- 12) AED（自動体外式除細動器）は、公民館玄関入口に設置してあります。

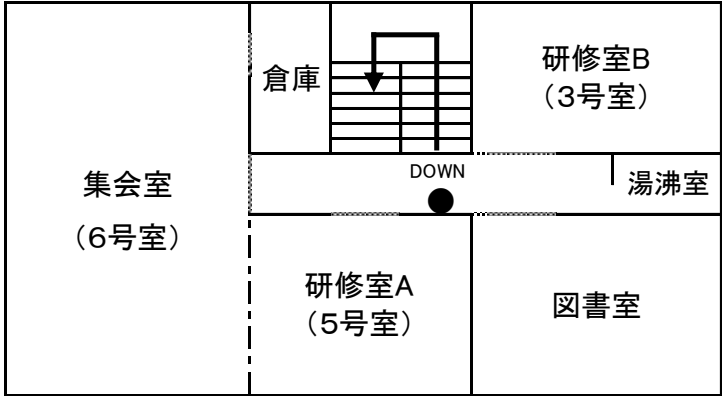
# 古志原公民館 館内平面図

## 【1階】



消火器配置場所: ●  
 AED設置場所: ▲

## 【2階】



## 【古友館】

